平成２４年（フ）第３３５号
静岡市清水区庵原町585番地の23
破産者　宮部　純一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号
愛知県安城市横山町下毛賀知150番地　レビュー横山405
破産者　東川　勝利
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
滋賀県草津市矢橋町105番地１　カーサ・ソラッツオ202号、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市江頭町580番地
破産者　辻井二三男
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５５号
滋賀県彦根市岡町５番地13、前住所滋賀県彦根市新町44番地
破産者　田島木工所こと　田島　喜一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８９号
滋賀県彦根市平田町970番地４　102号、手続開始時の住所滋賀県彦根市中藪町683番地４
破産者　北村　　勇
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６２６６号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番12号、住民票上の住所大阪市平野区喜連西４丁目７番46号
破産者　榎本　純二
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８６３号
大阪府茨木市白川２丁目１番５号
破産者　湯浅　英司
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３９号
大阪市西区立売堀６－７－43　阿波座セントラルハイツ1012号原田千重子方、住民票上の住所奈良県大和郡山市筒井町627番地１　クレール郡山筒井801号
破産者　居酒屋千づこと　山川千津子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４２号
大阪府八尾市八尾木５丁目126番地の３
破産者　亀仙人こと　後藤　英夫
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１３号
大阪市西成区天下茶屋２丁目６番６－505号、前住所大阪市生野区中川６丁目12番23号
破産者　鍋島　昌幸
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４４号
大阪市生野区生野西２丁目７番22―1002号
破産者　金谷謙太朗
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２２号
大阪市淀川区加島３丁目中２―10―721、開始決定時の住所大阪市西淀川区出来島１丁目５番22―501号
破産者　蔭山　　満
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３２５号
大阪府東大阪市新庄２丁目４番７―107号
破産者　荒木塾こと　荒木　義景
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４５号
大阪府八尾市志紀町１丁目153番地　メゾン中沢401号
破産者　カラオケももこと　宮下紀代子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７５号
福岡県小郡市二森1632―９、開始決定時の住所大阪府東大阪市六万寺町２丁目１番１号405号
破産者　美容室エニーチェこと　尹田裕香子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３０号
大阪市西淀川区姫島５丁目９番16号
破産者　金沢鍛工所こと金沢重男こと　朴　重煥
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５７号
大阪市此花区伝法６丁目３番２―801号
破産者　ビューティモアこと　菅野　節子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６７号
大阪府茨木市蔵垣内２丁目15番８号
破産者　齋藤　　俊
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２７号
堺市堺区綾之町東１丁３番４号、開始決定時の住所堺市中区福田874番地８
破産者　奥尾　善則
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係